

一般廃棄物（家庭ゴミ）収集運搬についてのお知らせ  
（令和6年4月1日から）

1 引き受けることができる条件は下記のとおりです。

- (1) 一戸建てで、駐車場があること。
- (2) 家の外に出しておく。
- (3) 分別をしていること。（粗大ゴミ、可燃ゴミ、不燃ゴミ）  
注、指定ゴミ袋（燃えるゴミ、燃えないゴミは運搬しないので、ご自分でゴミ集積場に出してください。）
- (4) 家電リサイクル法対象品（テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫）でリサイクル券を購入済の物のみ家電リサイクル取引所に持ち込みます。リサイクル券はご自分で郵便局にて購入してください。また、家電リサイクル取引所に持ち込んだ際にリサイクル券に記載の内容と家電製品が間違っていたらお返しします。運搬料は返還しませんのでご注意ください。リサイクル券については、佐伯市清掃課または郵便局にお問い合わせください。シルバーではお答えできません。
- (5) 粗大ゴミ  
家具、本棚（大型は引き受けできません。）、テーブル、電動アシスト自転車（バッテリーは引き受けできません。）、ソファ、ベッド、サイドボード、食器洗い機、剪定した庭木（予め長さ180cm、直径20cm以内小切っていること。シルバーでは小切りできません。）

2 引き受けできない物

- (1) 自動車
- (2) 廃油、石油、灯油、食用油
- (3) バッテリー
- (4) タイヤ（ホイールは粗大ゴミ）
- (5) 大型家具
- (6) 大型冷蔵庫
- (7) マッサージチェア

3 料金等

- (1) 運搬料 1回につき4,000円
- (2) 区域 旧佐伯市内（大入島は除く）
- (3) エコセンター番匠持ち込み料金は実費（重量）
- (4) エコセンター番匠に持ち込んで分別が間違っていたら、会員が分別し直しますので、その分の人件費15分毎に会員1人あたり452円が別途加算されます。

注、15分未満は切り上げで15分とします。

4. 打合せ

現地に行って運搬が出来るか分別がされているかを判断します。